

# 被災住宅補修等工事費補助金について

平成23年3月11日に発生した東日本大震災・津波及び4月7日に発生した余震により被害を受けた住宅を補修又は改修する場合、その補修費用や改修費用の一部を補助します。

## 1 対象となる方

次の2つの要件をいずれも満たしている方

- (1) 東日本大震災により自ら居住していた住宅が被害を受けて「り災証明書」の交付を受けた方又はその家族
- (2) 陸前高田市内で自ら居住するための住宅の補修又は改修を行う方

## 2 対象となる工事

- (1) 補修工事費（半壊又は一部損壊の住宅が対象）

被災者生活再建支援金の対象外で市の応急修理制度を利用していない住宅の補修工事  
※ただし、工事費が10万円以上ものに限る。

- (2) 改修工事費（全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊の住宅が対象）

- ① 耐震改修工事

現在の耐震基準を満たさない住宅を現在の基準に適合させる改修工事

- ② バリアフリー改修工事

手すり取付け、床等の段差解消、すべり防止の床材変更、引き戸等への扉変更、洋式便座への取替え等の改修工事

※「介護保険」や「高齢者および障がい者にやさしい住まいづくり推進事業」等における補助制度との併用を検討されている方は事前にご相談ください。

- ③ 県産材使用改修

県産木材を0.5 m<sup>3</sup>以上又は1 m<sup>2</sup>あたり0.04 m<sup>3</sup>以上使用する改修及び増改築工事

## 3 補助金額

対象となる工事費の1/2以内の金額で、次の金額が上限となります。

	対象となる工事	補助金上限額	対象工事費
補修	半壊	52万円	104万円
	一部損壊	30万円	60万円
改修	耐震改修	60万円	120万円
	バリアフリー改修	60万円	120万円
	県産材使用改修	20万円	40万円

## 4 申請期限

令和5年3月31日（令和5年3月31日までに工事が完了すること）

### 【申請窓口】

陸前高田市 建設部 復興支援室

陸前高田市高田町字下和野100 市役所4階

Tel 0192-54-2111 (代表)

受付時間 8:30~17:15 ※土日、祝日、年末年始を除く

## 5 申請に必要な書類等

### 【共通】

- (1) 陸前高田市被災住宅補修等工事費補助金交付申請書（指定様式）
- (2) 被災証明書の写し
- (3) 申請者(世帯主)の印鑑

### 【補修工事費の申請の場合】

- (1) 改修計画図その他改修方法を示す図書、施工前写真（工事完了後は完成写真も）
- (2) 補修工事費の見積書・明細書（工事完了後は領収書も）

### 【耐震改修工事費の申請の場合】

- (1) 耐震診断及び改修設計フロー（指定様式）
- (2) 現状の構造耐力を確認できる書類  
（平面図、耐震診断結果、壁量計算結果又は構造計算結果等の報告書）
- (3) 耐震改修工事計画を確認できる書類  
（改修計画図、その他改修方法を示す図書、改修計画の耐震性に対する総合判定）
- (4) 改修工事費の見積書・明細書（工事完了後は領収書及び完成写真も）

### 【バリアフリー改修工事費の申請の場合】

- (1) 設計図書、施工箇所の見取図、施工前写真（工事完了後は完成写真も）
- (2) バリアフリー改修工事計画書、改修工事費の見積書・明細書（工事完了後は領収書も）

### 【県産材使用改修工事費の申請の場合】

- (1) 設計図書、施工箇所の見取図
- (2) 改修工事費の見積書・明細書（工事完了後は領収書も）
- (3) 岩手県産材認証推進協議会が実施する「県産材」の産地証明制度における岩手県産材産地証明書等、県産材であることを証する書類

## ★Q&A

質 問	回 答
店舗併用住宅は対象となりますか？	住宅部分の補修・改修工事のみ対象となります。ただし、耐震改修工事については、住宅部分の床面積が全体床面積の1/2以上の場合に限ります。
補修工事の対象となる例と対象外の例を教えてください。	[対象となる例] <ul style="list-style-type: none"> <li>・被害のあった床、壁、基礎、柱、屋根、浴室、トイレなどの補修</li> <li>・被害のあった建具、畳、給湯機、浄化槽及び配管等、流し台、洗面化粧台の補修、交換 等</li> </ul> [対象外の例] <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事費が10万円未満の軽微な補修</li> <li>・照明器具、エアコン、暖房器具、ガス台、その他家電製品の修理・交換</li> <li>・店舗、別棟の物置や小屋等の住宅以外の修理</li> <li>・震災により被害のあった箇所以外の補修工事 等</li> </ul>
自分で住宅の修理を行った場合も対象となりますか？	震災により被災した部分の補修工事と判別できる場合は対象となります。ただし次の書類の提出が必要です。 <ul style="list-style-type: none"> <li>・工事費の明細書や見積内訳書並びに領収書</li> <li>・補修箇所の着工前の写真と完成後の写真 等</li> </ul>
補助金が交付されるまでの流れを教えてください。	① 補助金交付申請（申請者→市） ② 補助金交付決定通知（市→申請者） ③ 補助金請求（申請者→市） ④ 補助金振込（市→申請者） <u>全ての工事が終了し、施工者に代金をお支払いされた後に補助金の請求を頂くこととなります。</u>